

令和8年度 NPOを対象とした市町村の補助事業等の概要

市町村名	事業名	ページ数
安芸市	安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金	1
南国市	中心市街地活性化事業	2
	地域特産品等開発事業	3
	ごめんエリア重点出店支援事業	4
	新製品等研修開発事業	5
	販路拡大支援事業	6
	専門家派遣事業	7
いの町	いの町集落活動センター推進事業費補助金	8
中土佐町	中土佐町地域づくり活動補助金	9

お問い合わせ先等について

この資料は、県内市町村が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、県民生活課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問い合わせ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活課

安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金

事業種別	補助事業
補助（委託等）対象事業の概要	<p>安芸市内の空き店舗等を活用して、小売業、飲食業、サービス業等の営業又はコミュニティ施設の運営を行う事業者等を対象に、店舗等の賃借料や改修費等を補助し、商店街等のにぎわい創出及び地域商業機能の維持・活性化を図るもの。</p>
補助（委託等）対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興会等 ・商業者グループ ・空き店舗又は空き家を活用して小売業、飲食業、サービス業等を行う出店者 ・空き店舗兼住宅等の所有者（出店者へ貸し出すため改修等を行う者）
補助率・補助額・補助対象経費（委託金額・委託料対象経費）	<p>【商店街活性化事業】 補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：50万円 補助対象経費：報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料等</p> <p>【空き店舗又は空き家借用事業】 補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：30万円（月額5万円、最長6か月） 補助対象経費：店舗等の賃借料</p> <p>【空き店舗又は空き家出店支援事業】 補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：300万円 補助対象経費：店舗改装費、設備費、備品購入費等</p> <p>【商店街等店舗兼住宅等活用推進事業】 補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：200万円（下限20万円） 補助対象経費：店舗・住宅部分の機能分離工事費、内外装工事費、設備工事費、メーター分離費用等</p> <p>※委託料については、商店街活性化事業において対象となるが、事業全般にわたる委託は原則不可とする。</p>
申請手続・申請時期	<p>補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に、交付申請書及び事業計画書、見積書、賃貸借契約書の写し等、事業内容に応じた必要書類を市へ提出し、交付決定を受ける必要がある。</p> <p>申請時期は随時受付とし、予算の範囲内で交付する。</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	安芸市 商工観光水産課
	電話 0887-35-1011
	E-mail syokou@city.aki.lg.jp

中心市街地活性化事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	<p>中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るために行う、指定区域内において創業するもの(事前に商工会において事業計画等についての指導を受けるもの)</p> <p>※南国市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及びその周辺で市長が特に必要と認める地域</p>
補助（委託等） 対象事業者の種別	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	<p>補助率:補助対象経費の合計額の1/2以内、限度額:50万円</p> <p>対象経費:店舗に係る賃借料※1、店舗改装費※2、創業に要する機器の購入に要する経費※3、広告宣伝費</p> <p>※1 1箇月当たり5万円で3箇月分を限度とする</p> <p>※2 店舗改装費には、動産を含まない</p> <p>※3 創業や移転に要する機器には、汎用性が高いものは含まない</p>
申請手続・ 申請時期	<p>申請手続:商工観光課</p> <p>申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波
	電話 088-880-6560
	E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp

地域特産品等開発事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業及び開発した商品の販路拡大に係る事業
補助（委託等） 対象事業者の 種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額の3/4以内、限度額:30万円 対象経費:謝金、原材料費、機械装置の購入又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、デザイン外注費、試作品開発委託費
申請手続・ 申請時期	申請手続:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波
	電話 088-880-6560
	E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp

ごめんエリア重点出店支援事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	ごめんエリアの賑わいの創出を図るため、指定店舗(注4)において昼間営業を行う、飲食業もしくは小売業を新規出店する事業(創業を伴う場合、商工会等が実施する特定創業支援等事業による指導等を受けるものに限る。)
補助（委託等） 対象事業者の 種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額の2/3以内、限度額150万円 ※店舗に係る賃借料については、1箇月当たり5万円かつ3箇月分を限度額とする。 対象経費: (1) 店舗に係る賃借料 (2) 店舗改装費※動産を含まない (3) 創業や移転に要する機器の購入に要する経費※創業や移転に要する機器には、汎用性が高いものは含まない (4) 広告宣伝費
申請手続・ 申請時期	申請手続:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	<p style="text-align: center;">南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波</p> <p>電話 088-880-6560</p> <p>E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp</p>

新製品等研修開発事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発及び南国市内の他の中小企業者等と連携して新製品・新商品・新技術を開発する事業
補助（委託等） 対象事業者の 種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額の1/2以内、限度額:50万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の購入又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費
申請手続・ 申請時期	申請手続:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波
	電話 088-880-6560
	E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp

販路拡大支援事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	対面式見本市へ出展することにより、自社開発製品の販路を拡大しようとする事業
補助（委託等） 対象事業者の 種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額の1/2以内、限度額:20万円 補助対象事業: (1) 出展小間料 (2) 出展小間装飾料 (3) 備品借上げ料 (4) 製品等運搬料 (5) 見本市で使用するためのパンフレット等の作成費
申請手続・ 申請時期	申請手続:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波
	電話 088-880-6560
	E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp

専門家派遣事業

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	種々の課題や新事業・新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者等に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する事業
補助（委託等） 対象事業者の 種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額、限度額:1回の派遣につき1万円 対象経費:派遣に係る謝金及び旅費※一年度において20回まで
申請手続・ 申請時期	申請手続:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課商工企業立地係 担当者 野波
	電話 088-880-6560
	E-mail n-kigyou@city.nankoku.lg.jp

いの町集落活動センター推進事業費補助金

事業種別	補助事業
補助（委託等）対象事業の概要	①集落活動センターの初期投資に係るハード又はソフト事業 ②集落活動センターの実施に必要な人材を導入し、活用するための事業
補助（委託等）対象事業者の種類	集落、地域団体、NPO法人等
補助率・補助額・補助対象経費（委託金額・委託料対象経費）	<p>■補助率：事業費の100%以内</p> <p>■補助限度額</p> <p>①1か所あたり、補助対象期間3年度内で60,000千円以内</p> <p>②一人当たり2,800千円/年</p> <p>■対象経費</p> <p>①ハード事業：拠点となる施設の整備や改修 機械設備や車両の購入等</p> <p>ソフト事業：集落活動センターで実施する事業に必要な経費（②に該当する人権費、維持管理費を除く）</p> <p>②集落活動センターの立ち上げ準備及び集落活動センターの活動に従事する者の人件費及び活動費</p>
申請手続・申請時期	いの町集落活動センター推進事業費補助金交付要綱第5条に基づき申請。
その他留意事項	地区住民との合意形成が必須
問い合わせ先	いの町総合政策課 岡林愛
	電話 088-893-1112
	E-mail sougouoseisaku@town.ino.lg.jp

中土佐町地域づくり活動補助金

事業種別	補助事業
補助（委託等） 対象事業の概要	(1) 地域づくりイベント活動 (2) まちおこし活動(特産品開発、地域調査等) (3) 美しい地域づくり活動(環境美化活動等) (4) 社会福祉活動(ボランティア活動等) (5) 生涯学習推進活動 (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める活動
補助（委託等） 対象事業者の 種類	(1) 地区会、常会、NPO及びその他の地域づくり活動を行う団体、複数の団体等で構成する住民自治活動組織又は、地域づくり活動を行う組織(以下、「団体等」という。)であって、その団体等が他の団体等と連携をして活動を行う場合 (2) 団体等の事務所の所在地が町内にあり、町内で活動するもの (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの (4) 事業の実施に当たっては、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行われるもの
補助率・補助額・ 補助対象経費 (委託金額・委託料 対象経費)	補助額・補助率:補助対象経費の10分の10以内とし、予算の定める範囲内の額。(上限50万円) 補助対象経費:補助対象事業にかかる経費全般(食糧費を除く)
申請手続・ 申請時期	申請手続:補助要綱による 申請時期:随時
その他留意事項	補助対象期間は1年とし、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。
問い合わせ先	中土佐町 まちづくり課 担当者名 岡 星太
	電話 0889-52-2365 FAX 0889-52-2013
	E-mail machi@town.nakatosa.lg.jp